

吹田市障がい者差別解消 支援専門部会について

障がい者差別解消支援専門部会設置経緯

平成31年4月1日付で、地域の関係機関による障がい者差別の解消に向けた取組を、効果的かつ円滑に行うことを目的とし、「吹田市障害者差別解消支援地域協議会」を設置。

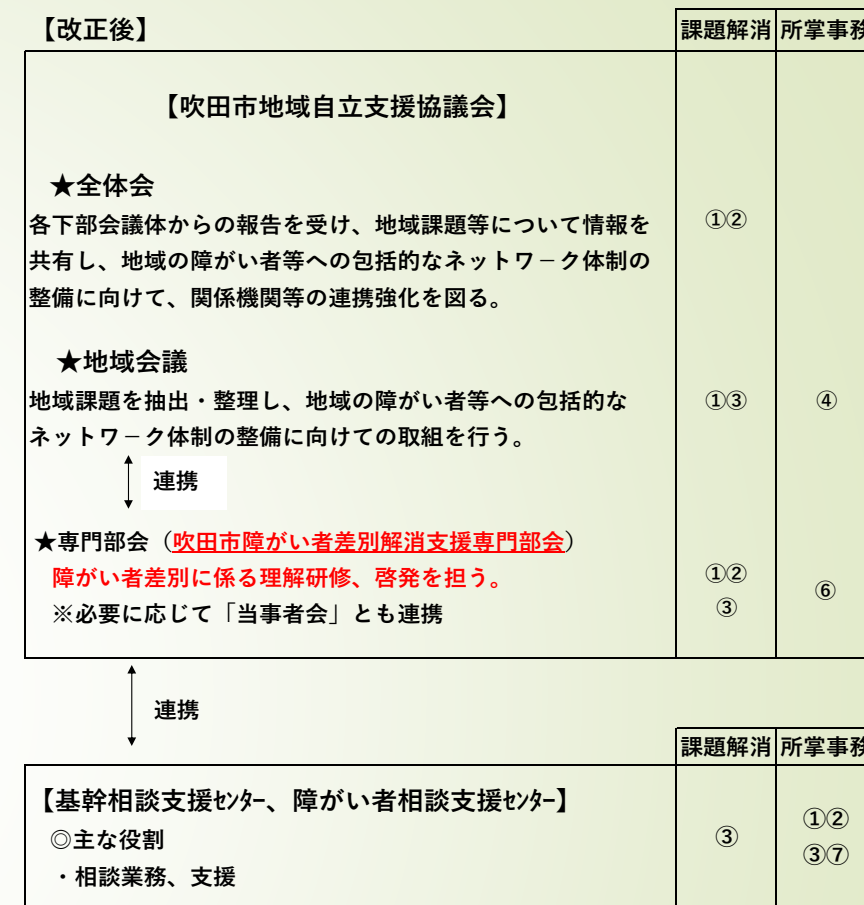
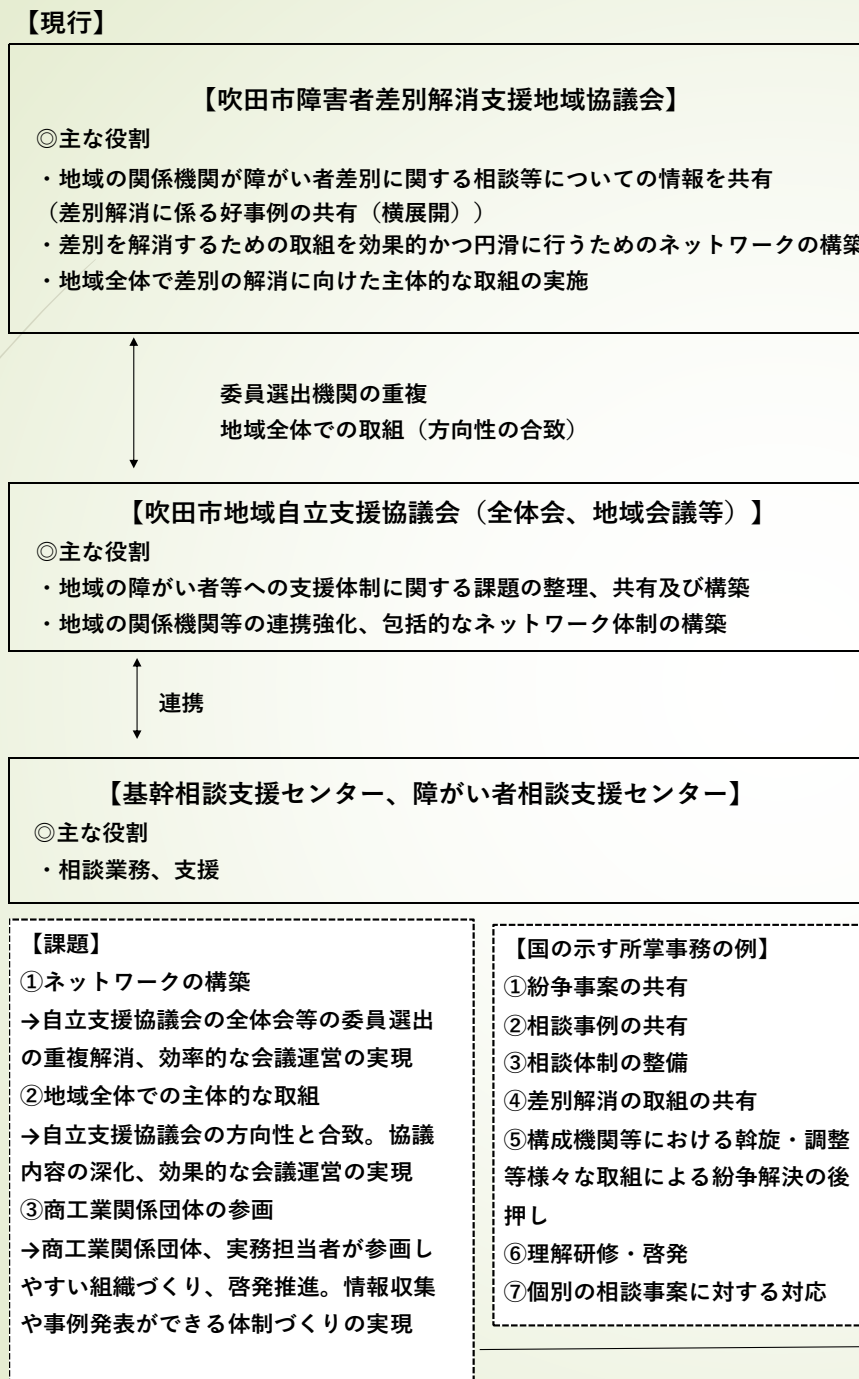
課題発生

- 1 吹田市地域自立支援協議会の全大会等との委員選出の重複がある。重複を解消し、効率的な運営を目指す必要がある。
- 2 吹田市地域自立支援協議会と方向性が一致している。一体化すれば、協議内容の深化、効果的な運営が実現できる。
- 3 商工業関係団体が参画できていない。商工業関係団体が参画しやすい組織をつくり、啓発を推進させる必要がある。

課題解消

障がい者差別解消支援専門部会の設置

改正後のイメージ





・ 構成員について

- (1) 障がい当事者又はその家族
- (2) 教育関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉相談・雇用の関係者
- (5) 事業者
- (6) 法曹関係者
- (7) 公共的団体
- (8) 行政機関

※ アドバイザーとして、学識経験者、弁護士

・ 今後の予定

令和6年3月21日（木）令和5年度第1回吹田市障がい者
差別解消支援専門部会開催

今後は、年1～2回開催予定